

第5回まちづくり条例策定審議会が開催されました

2月7日(火)に第5回まちづくり条例策定審議会が開催され、市長に答申する最終案が決定されました。(なお条例の名称について、審議会では「三好市まちづくり基本条例」とすることとしています)

第4回審議会で、審議会の中間報告としてまとめた条例案について、12月27日から1月26日まで、パブリックコメント(広く市民から意見を募集する手続き)を実施するとともに、市職員からも意見を募集しました。寄せられたパブリックコメントは貴重な意見として審議会で議論されました。

市民の意見として、三好市の特徴的な活動として総合型地域スポーツクラブ(いけだスポーツクラブ)があり、まちづくりにもつなげていけるのではないかとこの提案がありました。審議会では総合型地域スポーツクラブの活動の重要性について意見交換が行われました。条例の中に各個別団体について規定することはできませんが、「地域のま

ちづくり」という条項の中で「市は、地域のまちづくりを促進するために適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする」と定めており、スポーツクラブも市民活動団体に含まれるものであることが確認されました。

また職員の意見として、前文の修正案が提案されました。前文は条例の理念やまちづくりの方向性を示すものです。自然や歴史的文化遺産、美しい景観に恵まれた三好市を将来にわたって継承していくとともに、訪れた人が「また来たい」と思えるまちの実現に取り組むことを記述していましたが、訪れた人が「ここに住みたい」という一言を加えたらどうかという提案があり、追記することとしました。

審議会の最後には、岸上会長から「条例を作っただけで終わるのではなく、これから活かす努力が必要である。各地域で皆さんが努力して、元気で明るい三好市にしたい。」



ここからがスタートである」という言葉がありました。また学識者として参加いただいた岩崎教授からは「これからは条例の周知を進めて欲しい、また条例にあるようにお互いの責務を自覚しながらそれぞれ活動を展開していくことが、三好市の将来を支える力になる」というエールをいただきました。

これをもって2年間に渡るまちづくり条例の検討を終了しました。

三好市まちづくり条例策定審議会より 答申書が提出されました



三好市まちづくり条例策定審議会答申として2月17日に「三好市まちづくり基本条例の素案」と委員の意見を答申書にとりまとめ、岸上会長から市長に手渡しました。

この答申を受けて、市長は三好市議会3月定例会へ条例案を提出します。議会での審議を経て可決後、平成24年4

月1日公布、10月1日に施行を予定しています。施行までの半年間に、まちづくり基本条例解説パンフレットの配布を始めとして様々なPRを検討しているところです。

「三好市まちづくり基本条例」に関するご質問などありましたら、三好市企画調整課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

徳島県交通安全対策協議会 表彰を受賞しました

徳島県交通安全対策協議会表彰は、交通安全の成果に顕著な業績があった自治体、警察署、交通安全関係団体などに贈られるもので、三好警察署管内では、平成23年中の交通事故死者数を前年の4人からゼロに減少(統計が残っている昭和28年以降初)させるなどの業績が称えられ、2月17日、徳島県庁において徳島県知事より表彰状が手渡されました。

【表彰団体等】
三好市・三好警察署・東みよし町
三好交通安全協会・三好地区交通安全母の会連
合会・三好地区交通安全運転管理協議会・三好
地域交通安全活動推進委員協議会・徳島県高齢
者交通安全推進員協議会 三好支部



プルタブで車いすを寄贈

「こんまい こんまい プルタブじゃけど おつきな力のボランティア」をスローガンに井川中学校の生徒たちが集めた空き缶のプルタブが姿を変え、3月1日、井川中ボランティア委員会から三好市養護老人ホーム敬寿荘へ車いす1台が寄贈されました。利用者代表の方から「大事に使わせていただきます」と感謝の言葉があり、早速、新しい車いすの乗り心地を確かめています。



会議およびパブリックコメントに関する詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます

コミュニティ助成事業

地域防災組織育成助成事業で 防災資機材を購入しました

財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、池南・新山地区自主防災会（池田町）は防災活動で必要となる防災資機材を購入しました。この事業は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した自主防災組織またはその連合体が行う災害の被害防止活動および軽減活動に直接資するものの整備に関する事業を対象としています。

【購入資機材】

発電機2台、くみたてそう消防用1式、防災用ハロゲンライト2台、救急セット1式、リヤカー折りたたみ式2台、チェンソー2台その他防災用資機材1式

お問い合わせ先 三好市危機管理課（電話 72・7625）



一般コミュニティ助成事業で イベント用テントを整備しました

財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、市役所観光課および各総合支所にイベント用テントを整備しました。

この事業は、宝くじの事業収入を財源として、市町村などのコミュニティ活動に直接必要な備品、施設などを整備するもので、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及、広報を目的としています。地域のコミュニティ活動などにお役立てください。

お問い合わせ先 三好市地域振興課（電話 72・7649）



介護保険料の納付期限を守りましょう



介護保険制度は、介護を社会全体で支え合うためにつくられた制度で、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護サービスを利用すると利用料がかかりますが、利用者の負担額は全体の1割で、残り9割は保険料から支払われています。

しかし、介護保険料の納め忘れのある方については、その期間に応じて保険給付が制限されますので、保険料の納め忘れのある方は納付をお願いします。

▼1年以上滞納すると…

介護サービスを利用するときに、いったん費用の全額が自己負担になります。申請により、あとから9割分が支給されます。

▼1年6か月以上滞納すると…

申請により、払い戻しされることになっている保険給付の一部、または、全部が一時差し止められます。引き続き納付されない場合は、保険給付費を滞納している保険料に充てられることもあります。

▼2年以上滞納すると…

一定期間、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額サービス費などの支給も受けられなくなります。

※「高額介護サービス費」とは、利用者がサービスに対して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。

お問い合わせ先

みよし広域連合 介護保険センター（電話 76・0030）

感謝の気持ちが届けられました

市報12月号で体験談を通じたお医者さんへの感謝の気持ちなどを募集をしたところ、市民の方よりお電話をいただきました。

その方は、手術を含む一連の病気を通して、先生方にお世話になり感謝の気持ちを常々持っているのだけれども、口下手でなかなか伝えられないというお電話でした。三好市の先生方へ。

市民の方々は感謝の気持ちを持っていただけて、なかなか口に出すことができ

私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



さまざまな機関などが努力をしても、医師がいなくては診察を受けることができません。医師は、私たち自身や私たちの大事な家族の病氣と最前線で精一杯闘ってくれています。感謝の気持ちを持ってください。それが私たち市民全員の自身のためです。

三好市保険医務課 医療担当
電話 72・7613
FAX 72・7201



三好病院高層棟改築工事期間中の仮設駐車場のお願い

工事期間中は外来駐車場が大変混雑することが予想されます。ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。お問い合わせ先▼三好病院医事課（電話 72・1131）

【平成24年4月～5月】

- ・赤色部分の駐車場が利用可能です。
- ・平成24年4月1日から5月31日にかけては、南側出入口からのみ進入可能です。
- ・工事期間中、北側出入口は封鎖致します。
- ・駐車場が混雑している場合は西側出入口にお回りください。

【平成24年6月～】

- ・赤色部分の駐車場が利用可能です。
- ・平成24年6月1日からは、仮設駐車場が全面利用可能となります。
- ・北側出入口は封鎖しておりますので、西側または南側出入口をご利用ください。

